

## 東京都保険者協議会専門部会設置運営要綱

平成17年10月12日	制 定
平成19年 4月 1日	一部改正
平成19年10月11日	一部改正
平成20年 9月12日	一部改正
平成21年 3月26日	一部改正
平成22年 3月25日	一部改正
平成27年 7月13日	一部改正
平成28年 4月 1日	一部改正
平成29年 4月 1日	一部改正
平成30年 4月 1日	一部改正
平成31年 4月 1日	一部改正

### (目 的)

第1条 東京都保険者協議会設置運営規程第8条の規定に基づき、次の東京都保険者協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、東京都保険者協議会（以下「協議会」という。）の推進する事業の実施について、実務レベルでの検討を行うことにより、協議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

- (1) データ分析部会
- (2) 保健活動部会
- (3) 特定健診・特定保健指導特別部会

### (任 務)

第2条 専門部会は、保険者の連携協力に関する次の事項について、検討を行うものとする。

- (1) データ分析部会
  - ①医療費データ等に関する情報の収集
  - ②東京都医療費適正化計画等に対し必要な意見を提出するためのデータ分析の実施
  - ③データヘルスの推進等に係る事業
  - ④その他目的を達成するために必要な事項
- (2) 保健活動部会
  - ①保健事業に関する情報の収集

- ② 各保険者間における保健事業の共同実施
  - ③ 特定健康診査の受診率向上等のための普及啓発及び円滑な実施の支援
  - ④ データヘルスの推進等に係る事業
  - ⑤ 特定健診・特定保健指導等に係る研修の企画及び講師等の選定
  - ⑥ その他目的を達成するために必要な事項
- (3) 特定健診・特定保健指導特別部会
- ① 特定健診等を実施するための条件整備
  - ② その他目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 各専門部会は、次の区分による委員をもって構成する。

- (1) 東京都担当部署
  - (2) 全国健康保険協会東京支部を代表する者
  - (3) 健康保険組合を代表する者
  - (4) 国民健康保険の保険者たる区市町村を代表する者
  - (5) 国民健康保険組合を代表する者
  - (6) 共済組合を代表する者
  - (7) 東京都後期高齢者医療広域連合を代表する者
  - (8) 専門委員
- 2 専門部会は、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、東京都看護協会及び東京都栄養士会を代表する者、学識経験者並びに企業及び大学等の関係者の参画及び助言を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 各専門部会には部会長1名、副部会長2名を置くこととする。

- 2 部会長は、委員の中から互選し、副部会長を指名する。
- 3 部会長は、各専門部会の会務を掌理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、これに事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する順序によりその職務を代行する。

(会議)

第6条 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

- 2 専門部会は、必要に応じ、合同で開催することができる。

- 3 部会長は、専門部会の開催を必要に応じて非公開とすることができる。
- 4 専門部会は、部会長が選任されるまでの間、協議会会長が招集する。

(会議録等の取扱い)

- 第7条 会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は原則公開する。ただし、委員の発議により部会長は、会議録等を公開しないことができる。
- 2 会議録等を公開するときは、委員の発議により部会長は、必要な条件を付すことができる。

(報酬等)

- 第8条 専門部会に出席した委員に対し、当該出席による報酬及び実費弁償は支給しない。

(報告)

- 第9条 専門部会は、協議会から付託された事項について調査検討し、その結果を協議会に報告する。

(事務局)

- 第10条 専門部会の事務は、東京都保険者協議会設置運営規程第14条において定めた者が処理する。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月11日から施行する。

なお、第4条第1項の規定により平成19年10月11日をもって任期満了となる委員の任期は、同項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

なお、第4条第1項の規定により平成21年3月31日をもって任期満了となる委員の任期は、同項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

る。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。